

平成27年度第9回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成27年12月11日(金) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員

会長	23番	藪田 幸雄		
会長職務代理者	24番	田中喜一郎	25番	田中 洋司
委員	1番	竹内 明子	2番	岡田 孝明
	3番	多内 茂	4番	横山 和男
	5番	岡本 達眞	7番	宮本彰太郎
	8番	東口 守夫	11番	橋本金次郎
	12番	木下祐一郎	13番	山崎 儀章
	14番	岩見 正明	15番	古井 淳二
	16番	田中 正則	17番	鎌谷 一也
	18番	谷口與理幸	19番	木原君太郎
	20番	有岡 正裕	21番	安藤 博子
	22番	澤田 俊雄		

4. 欠席委員 1名 6番 勝原貴美恵

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 19番 木原 君太郎 20番 有岡 正裕
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
農地法施行規則該当転用届について
贈与税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について
- 第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について
- 第9 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局	<p>本日の欠席者は、1名です。</p> <p>出席者数22名です。定足数に達していますので、平成27年度第9回八頭町農業委員会を始めたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、19番木原君太郎委員、20番有岡正裕委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。</p> <p>委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
田中洋司職務代理	平成27年度全国農業委員会会長代表者集会参加報告
議長（会長）	その他ありますでしょうか。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局でお願いします。
事務局	<p>それでは、報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は7件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は23件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました</p> <p>報告3 農地法施行規則該当転用届について</p> <p>今月は2件です。200㎡未満の農業用倉庫です。農振農用地区域外であり問題なしということで受理しました。</p> <p>報告4 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願を受理し、証明書を交付しましたので報告します。</p> <p>平成27年5月委員会で3条申請が許可となっていますので問題ないということで証明しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして質問意見はありますでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可

申請につきまして審議を行います。
議案第1号受付番号16-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請審議の件
受付番号16-1について説明します。

土地の所在 坂田地内1筆 台帳地目 田、現況地目 田、面積2,000
㎡です。贈与による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、親から子へ贈
与するということです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はト
ラクター、田植機、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、
通作についても問題ないと考えます。保有している農地、12,787㎡の
内5,950㎡は貸付けされていますが、貸付農地は適切に耕作されてい
ますので、全部効率利用要件には勘案しないものとします。自作地に
ついてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的
に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載
された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も
行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の
下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及
び農地基本台帳で確認した結果、68アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申
請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の
総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農業生産法人要件）同第3号（信
託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）につい
ては、審査対象外です。

議長（会長）

この件につきましては、18番 谷口委員に事前調査をお願いして
いますので報告をお願いします。

谷口委員

12月4日に譲受人に面会し確認しました。母から子への贈与とい
うことですので、きちんと耕作されていますので問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 17-2 について事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号 17-2 について説明します。 土地の所在地 用呂地内 2 筆 台帳地目 2 筆とも田、現況地目 2 筆とも田 面積 2,038 m ² と 744 m ² 、合計 2,782 m ² です。 贈与による所有権移転です。 理由につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、親から子へ贈与するということです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地はすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、121 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号 (農業生産法人要件) 同第 3 号 (信託の引受けの禁止) 及び同第 6 号 (転貸または質入れの禁止) については、審査対象外です。
議長 (会長)	この件につきましては、私が事前調査をしておりますので報告をいたします。 父から子への贈与ということであり、父親へ確認しましたが、きちんと耕作されており、問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 18-3 について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 18-3 について説明します。</p> <p>土地の所在地 破岩地内 1 筆 台帳地目 畑、現況地目 畑 面積 181 m²です。贈与による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、親から子へ贈与するということです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地、6,068 m²の内 5,887 m²は農業生産法人へ貸付けされていますが、貸付農地は適切に耕作されていますので、全部効率利用要件には勘案しないものとし、自作地についてはすべて耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであります。申請人は保有農地 6,068 m²の内 5,887 m²を農業生産法人へ貸付けており、経営面積は 181 m²となっておりますが、譲受人が農業生産法人の組合員で、譲り受ける農地をその農業生産法人に貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということは農業会議に確認しておりますので問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号 (農業生産法人要件) 同第 3 号 (信託の引受けの禁止) 及び同第 6 号 (転貸または質入れの禁止) については、審査対象外です。</p>
議長 (会長)	この件につきましては、17 番鎌谷委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いします。
鎌谷委員	親から子への贈与であり、問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 19-4 について事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号 19-4 について説明します。 土地の所在地 用呂地内 1 筆。台帳地目 田、現況地目 田 面積 2,178 m ² です。売買による所有権移転です。 理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買されるということで、今回の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作していますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、154 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号 (農業生産法人要件) 同第 3 号 (信託の引受けの禁止) 及び同第 6 号 (転貸または質入れの禁止) については、審査対象外です。
議長 (会長)	この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告いたします。 譲受人に面会し確認をしました。農地はきちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。議案第2号 受付番号 9-1 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 9-1 について説明します。</p> <p>受付番号 9-1 土地の所在地 船岡地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 2,401 m²。</p> <p>露天駐車場とデイサービス施設を転用目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書3ページから5ページに図面を付けています。土地利用計画図は6、7ページに付けています。理由につきましては、隣接の老人ホームに併設する形で機能訓練等のリハビリを行う老人デイサービス施設を建設し、併せて両施設の職員及び利用者等の駐車場を整備するものです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、ほ場整備された農地、第1種農地に該当します。許可根拠は公益性が高い事業です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は銀行の残高証明と融資予定証明により確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになっていますが水利組合の同意もあり該当しないと考えます。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。</p>

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、農振除外の協議、埋蔵文化財の協議は終了しており問題ないと考えます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっておりますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、雨水は自然流下で既設道路側溝と農業用水路に流れますし、汚水排水は集落排水に接続しますので、周辺の農地に影響はないと考えます。デイサービス施設は平屋建てで隣接地から5m離して建築するので、日照、通風に支障はないと考えます。また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

農振除外協議の際に、国道側にある水路の取水口に支障を及ぼさないこと、また、西側農道からの出入りは営農に支障きたすと思われるので、国道側からの出入りが望ましいとの意見がありました。

水路については、関係者と協議されていますし、進入路については、県道沿いには店舗及び横断歩道があり出入口を設置できないため、関係機関と協議のうえ農道側に必要最小限の10mで設置することになっております。このことについては、地元自治会長の同意書があります。以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、17番 鎌谷委員に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いします。

鎌谷委員 水路、農道については、水利組合、実行組合と協議済みであり、周辺農地への影響もないと考えますので、問題ありません。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 9-1 について申請どおり決定いたします。以上で議案第 2 号 農地法第 5 条 第 1 項の規定による許可申請審議を終わります。</p> <p>続きまして日程第 5 議案第 3 号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 非農地証明について</p> <p>農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号 10-1 について説明します。</p> <p>土地の所在地 下野地内 1 筆 登記地目 畑 現況地目 宅地 面積 198 m²。</p> <p>場所につきましては、議案書の 10 ページから 12 ページに図面を付けています。</p> <p>理由につきましては、昭和 30 年月日不詳より耕作しておらず、平成 3 年には倉庫を建築し、現在は宅地となっています。</p> <p>この農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、長期間耕作放棄された後、転用されており転用の事実行為から既に 20 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと考えます。</p> <p>現地確認を安藤委員、谷口委員、田中洋司委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、2 1 番安藤委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
安藤委員	<p>事務局と農業委員 4 名で現地確認をしました。倉庫が建築されており、畑へは戻らない農地です。非農地で問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、受付番号 10-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 10-1 について申請どおり決定いたします。続きまして受付番号 11-2 について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号 11-2 について説明します。</p> <p>土地の所在地 下坂地内 2 筆 1 筆は登記地目 田 現況地目 雑種地 面積 989 m²。もう 1 筆は登記地目 田 現況地目 宅地 面積 477 m²。</p> <p>場所につきましては、議案書の 10、13、14 ページに図面を付けています。</p> <p>理由につきましては、1 筆は平成 5 年月日不詳より耕作しておらず、現在は駐車場となっています。</p> <p>もう 1 筆については、昭和 50 年月日不詳より耕作をしておらず、倉庫を建築し現在は宅地となっています。</p> <p>これらの農地は、農振農用地区域外の第 2 種農地であり、転用の事実行為から既に 20 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと考えます。</p> <p>現地確認を横山委員、古井委員、田中喜一郎委員にお願いしました。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、4 番横山委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
横山委員	<p>12 月 4 日に事務局と農業委員の 4 名で現地確認をしました。もう農地へは戻らない状態ですので、非農地で問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので、受付番号 11-2 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なしということで、受付番号 11-2 について申請どおり決定いたします。続きまして受付番号 12-3 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 12-3 について説明します。</p> <p>土地の所在地 麻生地内 4 筆 登記地目 すべて畑 現況地目 すべて原野。面積 164 m²、588 m²、254 m²、115 m² 合計 1,121 m²</p> <p>場所につきましては、議案書の 10、15、16、17 ページに図面を付けています。</p> <p>理由につきましては、昭和 40 年月日不詳から耕作しておらず、現</p>

在は原野となっているとのことです。

これらの農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっています。

山中の農地については、現地へ行くのは危険と判断し、写真判定をお願いしましたし、その他の農地については、現地確認を勝原委員、田中正則委員、橋本委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、6番勝原委員に事前調査をお願いしていますが欠席ですので、田中正則委員より報告をお願いします。

田中委員 12月4日に4名で現地確認をしました。写真判定以外の農地については、県道沿いの農地です。県道の拡幅で面積が実際は減っているのではないかと思います。耕作はまず無理な状態ですので、非農地で問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号12-3について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号12-3について申請どおり決定いたします。

以上で議案第3号 非農地証明について審議を終わります。

続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について

八頭町長から平成27年11月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の18ページから41ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規36件、更新73件で、面積は、田377,378㎡ 畑4,308㎡ 合計381,686㎡です。

中間管理事業分は、新規13件で、面積は、田28,672㎡です。

122件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（会長）	受付番号 222-1 から 239-18 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 222-1 から 239-18 について申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 240-19 及び 296-75 についてですが、本案件は関係する委員がおられます。八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	（関係委員退室）
議長（会長）	それでは、受付番号 240-19 及び 296-75 について審議を行います。意見・質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 240-19 及び 296-75 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして、受付番号 241-20 から 272-51 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）

議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 241-20 から 272-51 について申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 273-52 についてですが、本案件は関係する委員がおられます。八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	（関係委員退室）
議長（会長）	それでは、受付番号 273-52 について審議を行います。意見・質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 273-52 について、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして、受付番号 274-53 から 280-59 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 274-53 から 280-59 について申請どおり決定します。 続きまして、受付番号 281-60 についてですが、本案件は、関係する委員がおられます。八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
	(関係委員退室)
議長 (会長)	それでは、受付番号 281-60 について審議を行います。意見・質問はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
事務局	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 281-60 について、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
	(関係委員入室)
議長 (会長)	続きまして、受付番号 282-61 から 295-74 及び受付番号 297-76 から 312-91 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	質問・意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 282-61 から 295-74 及び受付番号 297-76 から 312-91 については申請どおり決定します。

続きまして、受付番号 313-92、314-93 についてですが、本案件は、関係する委員がおられます。八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

(関係委員退室)

議長 (会長) それでは、受付番号 313-92、314-93 について審議を行います。意見・質問はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、受付番号 313-92、314-93 について、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。

(関係委員入室)

議長 (会長) 続きまして、受付番号 315-94 から 336-115 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 (報告なし)

議長 (会長) 質問・意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、受付番号 315-94 から 336-115 について申請どおり決定します。

続きまして、受付番号 337-116 についてですが、本案件は関係する委員がおられます。八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

(関係委員退室)

議長（会長）	それでは、受付番号 337-116 について審議を行います。意見・質問はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 337-116 について、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして、受付番号 338-117 から 343-122 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 338-117 から 343-122 について申請どおり決定します。続きまして、農地中間管理事業分の受付番号 319-98 から 331-110 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、受付番号 319-98 から 331-110 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>この案件は、関係する委員がおられます。八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退室をお願いします。</p> <p>(関係委員退室)</p>
事務局	<p>それでは議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明をします。</p> <p>八頭町長より平成 27 年 11 月 26 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 70-1 から 82-13 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 4 号の利用集積計画で、農地中間管理事業分として鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 28,672 m²を、借受け希望のありました担い手 2 名へそれぞれ 17,771 m²と 3,414 m²、農事組合法人へ 7,487 m²を配分するものです。</p>
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見ありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので申請どおり承認してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、案どおり承認いたします。</p> <p>以上で日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。関係委員は入室してください。</p> <p>(関係委員入室)</p>
議長 (会長)	<p>続きまして、日程第 8 議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更について、受付番号 12-1 から 15-4 について事務局より一括して説明をお願いします。</p>

事務局

議案第6号農業振興地域整備計画の変更について

八頭町長から、農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。

受付番号12-1から15-4について説明します。

受付番号12-1 申請地 橋本地内3筆。台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積1,908㎡、1,100㎡、196㎡、合計3,204㎡。

受付番号13-2 申請地 橋本地内2筆。台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積1,134㎡、1,252㎡、合計2,386㎡。

受付番号14-3 申請地 橋本地内1筆。台帳地目 田 現況地目 田 面積636㎡。

受付番号15-4 申請地 橋本地内1筆。台帳地目 田 現況地目 田 面積928㎡。

理由としては、本日資料として配布しておりますが、農産物の加工施設や加工品の直売所、農家レストランなどが入った複合施設の支援を目標とした、地域農林水産業振興施設整備計画の策定が進められています。この計画は、八頭町地域再生計画に基づき策定されるもので、計画では農業生産法人が経営する施設の更なる来客増加による地域の活性化や雇用の増加を図るため、施設の駐車場拡充が計画されています。

計画の駐車場用地は、農振農用地区域内の農地であるため、農振農用地区域からの除外について、本委員会の意見を求めるものです。

場所は、議案書49から51ページに図面を付けております。51ページの図面ですが、申請地に挟まれた農地はすでに駐車場として利用されていますので、一体的に駐車場となります。

なお、地域再生法による特例により、地域農林水産振興施設整備計画による農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の規定は適用しないとなっておりますし、また、農地転用につきましても計画が承認されれば、農地転用の許可は不要となりますので、農用地区域からの除外及び計画書についてのご意見を頂ければと思います。以上です。

議長（会長）

この案件は、18番谷口委員に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いしますが、関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により関係委員は一時退室をお願いします。

（関係委員退室）

谷口委員

現地確認を2回行いました。周辺農地への影響はなく、特に問題な

	いと考えます。
議長（会長）	計画の内容を含め、ご意見、ご質問はありますでしょうか。
横山委員	該当農地は、申請人が買い受けるのでしょうか。
事務局	借地ということです。
横山委員	今後、安定した経営が続けば良いのですが、そうでなければ転用されたまま放置される恐れもありますので、しっかりと経営計画も確認していただきたい。
事務局	計画書作成担当課に伝えます。
山崎委員	借地料はわかりますか。
事務局	聞いておりませんし、計画書にも記載はありません。
議長（会長）	その他、意見質問ありますか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定します。 以上で、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして日程第9 その他について事務局よりお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●11月審議の転用案件の許可状況について ●建議書について ●農地利用最適化推進委員の活動区域、定数について <p>次回委員会は、1月12日（火）午後4時00分から船岡庁舎 会議室で行います。以上です。</p>

議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
鎌谷委員	●集落営農を考えるアンケート結果について報告
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第9回農業委員会を終了します。 終了（14時50分）